

## お客様からの居住地国等のお届出について

平成 29 年 1 月 1 日より「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(実特法)に基づき、新たに口座開設等を行う場合は、居住地国(※)名等を記載した「届出書」の提出が必要となります。

※ 居住地国とは、所得税・法人税に相当する税をお客様が納めるべき国を指します。

### 【届出書の提出を要する場合】

平成 29 年 1 月 1 日以後、新たに口座開設等をする場合

氏名・住所(名称・所在地)、居住地国(例えば、日本)等を記載した届出書(新規届出書)の提出が必要となります。

※居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

※一部の内国法人のお客さまで「実質的支配者の居住地国が日本以外」の場合、法人番号通知書等の提示が必要となります。実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいいます。

※届出書の提出後、居住地国に異動があった場合には、届出書(異動届出書)の提出が必要となります。

詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問い合わせください。  
また、国税庁のホームページ <https://www.nta.go.jp/>でもご案内しています。

筑後信用金庫